○農林水産省告示第千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字福本字ツムギ二の一・二の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の一三、四の二（次の図に示す部分に限る。）、四の六、字松木一三一の三、一三二の一、一三二の二、一三二の四から一三二の八まで、字家ノ向一四六の二、一四六の四、一四六の六、字円淵四六九の二から四六九の四まで、字小平谷四七八、大字下西谷字森脇平四七五の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字福本字美坂谷四四三の七、四六三の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百三十九号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第二項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の廃止の届出があったので、その旨を公示する。

平成二十三年六月二十日

経済産業大臣　海江田万里

名称	備考
東京都立多摩職業能力開発センター　電気機器科	平成二十三年三月までの卒業生については従前のとおりとする
東京都立多摩職業能力開発センター　武蔵野校　電気工事科	平成二十三年三月までの卒業生については従前のとおりとする
ＮＥＳＣＯ技術学園	平成二十三年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○経済産業省告示第百四十号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十二年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書ＡのグループⅠ、議定書附属書ＡのグループⅡ、議定書附属書ＢのグループⅠ、議定書附属書ＢのグループⅡ、議定書附属書ＢのグループⅢ、議定書附属書ＣのグループⅠ、議定書附属書ＣのグループⅡ、議定書附属書ＣのグループⅢ及び議定書附属書ＥのグループⅠに属する物質の生産量及び消費量（議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。）並びに輸入量及び輸出量の議定書第一条７に規定する算定値（オゾン破壊係数を乗じた数値）の実績を告示する。

平成二十三年六月二十日

経済産業大臣　海江田万里

1　議定書附属書ＡのグループⅠに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

2　議定書附属書ＡのグループⅡに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

3　議定書附属書ＢのグループⅠに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

4　議定書附属書ＢのグループⅡに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

5　議定書附属書ＢのグループⅢに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

6　議定書附属書ＣのグループⅠに属する物質

一　生産量　四百トン

二　消費量　四百五十三トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　八十三トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　三十トン

7　議定書附属書ＣのグループⅡに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

8　議定書附属書ＣのグループⅢに属する物質

一　生産量　０トン

二　消費量　０トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン

9　議定書附属書ＥのグループⅠに属する物質

一　生産量　百三十八トン

二　消費量　百四十九トン

三　輸入量の議定書第一条７に規定する算定値　十一トン

四　輸出量の議定書第一条７に規定する算定値　０トン